

1. 消費税分科会からの報告について

説明

1. 令和6年度診療報酬改定における対応（案）

中医協 総 - 1
5 . 1 2 . 8

診療報酬調査専門組織「医療機関等における消費税負担に関する分科会」からの報告について

1

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）

それでは早速、議事に入らせていただきます。はじめに、「診療報酬調査専門組織『医療機関等における消費税負担に関する分科会』からの報告について」を議題といたします。消費税分科会の飯塚分科会長よりご報告をいただき、その後に事務局より補足をお願いいたします。それでは、飯塚分科会長、よろしくお願いいたします。

○飯塚敏晃分科会長（東京大学大学院経済学研究科教授）

はい。消費税分科会長の飯塚敏晃です。「医療機関等における消費税負担に関する分科会」につきましては、資料「総-1」にありますとおり、

医療機関等における消費税負担に関する分科会における議論の経過

- 「医療機関等における消費税負担に関する分科会」は、医療機関等における消費税課税等の状況を把握するとともに、消費税引上げに対する診療報酬制度等における対応等について検討を行う場として設置されているもの。
- 令和5年度は、令和3年度に引き続き、診療報酬による補てん状況の把握を行い、令和6年度診療報酬改定における対応について、議論を行った。

【令和5年度の開催状況】

令和5年10月4日(第23回分科会) 議題: 今後の進め方等について

令和5年12月6日(第24回分科会) 議題: 補てん状況の把握等について

【分科会委員名簿】 ※◎は分科会長

○公益、税制、会計有識者	◎飯塚 敏晃 東京大学大学院経済学研究科教授	○診療側委員	猪口 雄二 日本医師会副会長
◎飯塚 敏晃 東京大学大学院経済学研究科教授	野口 晴子 早稲田大学政治経済学術院教授	長島 公之 日本医師会常任理事	長島 公之 日本医師会常任理事
野口 晴子 早稲田大学政治経済学術院教授	安部 和彦 拓殖大学商学部教授	川瀬 弘一 日本私立医科大学協会	川瀬 弘一 日本私立医科大学協会
安部 和彦 拓殖大学商学部教授	川原 文貴 株式会社川原経営総合センター代表取締役社長	中村 康彦 全日本病院協会副会長	中村 康彦 全日本病院協会副会長
川原 文貴 株式会社川原経営総合センター代表取締役社長		寺島 多美子 日本歯科医師会常務理事	寺島 多美子 日本歯科医師会常務理事
		豊見 敦 日本薬剤師会常務理事	豊見 敦 日本薬剤師会常務理事
○支払側委員	鳥湯 美夏子 全国健康保険協会理事	○医薬品、材料関係団体	枝廣 弘巳 日本医薬品卸売業連合会副会長
鳥湯 美夏子 全国健康保険協会理事	松本 真人 健康保険組合連合会理事	枝廣 弘巳 日本医薬品卸売業連合会副会長	尾形 龍紀 四国医療器株式会社代表取締役社長
松本 真人 健康保険組合連合会理事	佐保 昌一 日本労働組合総連合会総合政策推進局長	尾形 龍紀 四国医療器株式会社代表取締役社長	
佐保 昌一 日本労働組合総連合会総合政策推進局長	清家 武彦 日本経済団体連合会経済政策本部副本部長		
清家 武彦 日本経済団体連合会経済政策本部副本部長	鈴木 順三 全日本海員組合組合長代行		
鈴木 順三 全日本海員組合組合長代行	末松 則子 三重県鈴鹿市長		
末松 則子 三重県鈴鹿市長			

2

10月および12月に開催をし、消費税率10%への引上げに伴う補てん状況を把握して、

その結果を踏まえ、令和6年度診療報酬改定における対応案について審議を行いました。

令和6年度診療報酬改定における対応(案)					
					診 調 組 税 - 2 5 . 1 2 . 6
<p>○ 令和5年度の医療経済実態調査によると、令和3年度・4年度においては保険診療収益について、新型コロナウイルスの影響から一定程度回復傾向がみられる一方で、令和4年度においては、物価高騰の影響から医療・介護費用(課税対象経費)も増加している。</p> <p>○ こうした中、医療機関等の消費税負担^(5~10%部分)の診療報酬による補てん状況については、医科、歯科、調剤を合わせた全体の補てん率はそれぞれ106.1%、104.5%となっており、また、医科全体、歯科それぞれにおいても補てん不足にならなず、調剤においても令和3年度から4年度にかけて改善がみられている。</p> <p>○ このため、令和6年度診療報酬改定においては、診療報酬の上乗せ点数の見直しは行わないこととして、引き続き、消費税負担額と診療報酬の補てん状況を把握して検証を行うことが適当ではないか。</p>					
<p>【令和4年度の消費税負担の補てん状況】 病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局ごとの施設数による加重平均により、全体の補てん率を算出すると、106.1% <small>(1施設・1年間あたり)</small></p>					
	医科全体	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
補てん差額	286千円	4,841千円	▲73千円	38千円	▲61千円
補てん率	107.1%	112.8%	94.6%	105.4%	91.7%
集計施設数	(2,838)	(774)	(2064)	(516)	(1,102)
<p>【令和3年度の消費税負担の補てん状況】 病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局ごとの施設数による加重平均により、全体の補てん率を算出すると、104.5% <small>(1施設・1年間あたり)</small></p>					
	医科全体	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
補てん差額	225千円	4,898千円	▲149千円	23千円	▲80千円
補てん率	105.6%	113.2%	88.9%	103.2%	89.5%
集計施設数	(2,813)	(772)	(2041)	(513)	(1,101)
<p><small>※ 医療機関等種別ごとの施設数により加重平均を行ったもの。</small></p>					

3

審議の結果、令和6年度診療報酬改定においては、消費税上乗せ分の見直しは行わないこととし、

引き続き、消費税負担額と診療報酬の補てん状況を把握して、検証を行うことが適当という対応案について、方向性はおおむね一致いたしましたので、ご報告いたします。

詳細については事務局から資料により説明をお願いいたします。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）

事務局、いかがでしょうか。お願いします。

説明**2. 消費税分科会における議論について**

中医協 総 - 1
5 . 1 2 . 8

診療報酬調査専門組織「医療機関等における消費税負担に関する分科会」からの報告について

1

○厚労省保険局保険医療企画調査室・荻原和宏室長

はい。保険医療企画調査室でございます。

資料「総—1」、「診療報酬調査専門組織『医療機関等における消費税負担に関する分科会』からの報告について」を用いまして、消費税分科会における議論について、ご説明いたします。

医療機関等における消費税負担に関する分科会における議論の経過

- 「医療機関等における消費税負担に関する分科会」は、医療機関等における消費税課税等の状況を把握するとともに、消費税引上げに対する診療報酬制度等における対応等について検討を行う場として設置されているもの。
- 令和5年度は、令和3年度に引き続き、診療報酬による補てん状況の把握を行い、令和6年度診療報酬改定における対応について、議論を行った。

【令和5年度の開催状況】

令和5年10月4日(第23回分科会) 議題: 今後の進め方等について

令和5年12月6日(第24回分科会) 議題: 補てん状況の把握等について

【分科会委員名簿】 ※◎は分科会長

○公益、税制、会計有識者	◎飯塚 敏晃 東京大学大学院経済学研究科教授	○診療側委員	猪口 雄二 日本医師会副会長
◎飯塚 敏晃	早稲田大学政治経済学術院教授	長島 公之 日本医師会常任理事	野口 晴子 日本私立医科大学協会
野口 晴子	拓殖大学商学部教授	川瀬 弘一 大学病院の診療報酬に関する検討委員会委員	安部 和彦 全日本病院協会副会長
安部 和彦	株式会社川原経営総合センター代表取締役社長	中村 康彦 日本歯科医師会常務理事	寺島 多美子 日本薬剤師会常務理事
川原 文貴		豊見 敦	
○支払側委員		○医薬品、材料関係団体	
鳥湯 美夏子 全国健康保険協会理事		枝廣 弘巳 日本医薬品卸売業連合会副会長	
松本 真人 健康保険組合連合会理事		尾形 龍紀 四国医療器株式会社代表取締役社長	
佐保 昌一 日本労働組合総連合会総合政策推進局長			
清家 武彦 日本経済団体連合会経済政策本部副本部長			
鈴木 順三 全日本海員組合組合長代行			
末松 則子 三重県鈴鹿市長			

2

資料2 ページ目をご覧ください。「医療機関等における消費税負担に関する分科会」における議論の経過でございます。

令和5年10月4日に「今後の進め方等について」ということで、医療機関等における消費税補てん状況の把握の方法などについてご議論いただきました。

議論の中では、令和3年度の前回調査の把握方法にならい、補てん状況を調査するということになり、今回、その方法に沿って調査を実施いたしました。

その後、12月6日に補てん状況の調査結果を報告し、令和6年度診療報酬改定における対応案について、ご議論いただきました。

資料、下のほうには分科会の委員名簿をお付けしております。

委員の構成は、公益、税制、会計有識者、支払側委員、診療側委員、医薬品、材料関係団体の方々となっております。

令和6年度診療報酬改定における対応(案)

診 調 組 税 - 2
5 . 1 2 . 6

- 令和5年度の医療経済実態調査によると、令和3年度・4年度においては保険診療収益について、新型コロナウイルスの影響から一定程度回復傾向がみられる一方で、令和4年度においては、物価高騰の影響から医療・介護費用(課税対象経費)も増加している。
- こうした中、医療機関等の消費税負担(5~10%部分)の診療報酬による補てん状況については、**医科、歯科、調剤を合わせた全体の補てん率はそれぞれ106.1%、104.5%となっており**、また、医科全体、歯科それぞれにおいても補てん不足にならなず、調剤においても令和3年度から4年度にかけて改善がみられている。
- このため、令和6年度診療報酬改定においては、診療報酬の上乗せ点数の見直しは行わないこととして、引き続き、消費税負担額と診療報酬の補てん状況を把握して検証を行うことが適当ではないか。

【令和4年度の消費税負担の補てん状況】 病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局ごとの施設数による加重平均により、全体の補てん率を算出すると、**106.1%**
(1施設・1年間あたり)

	医科全体	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
補てん差額	286千円	4,841千円	▲73千円	38千円	▲61千円
補てん率	107.1%	112.8%	94.6%	105.4%	91.7%
集計施設数	(2,838)	(774)	(2064)	(516)	(1,102)

【令和3年度の消費税負担の補てん状況】 病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局ごとの施設数による加重平均により、全体の補てん率を算出すると、**104.5%**
(1施設・1年間あたり)

	医科全体	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
補てん差額	225千円	4,898千円	▲149千円	23千円	▲80千円
補てん率	105.6%	113.2%	88.9%	103.2%	89.5%
集計施設数	(2,813)	(772)	(2041)	(513)	(1,101)

※ 医療機関等種別ごとの施設数により加重平均を行ったもの。

3

続きまして、3ページ目をご覧ください。

事務局よりお示しいたしました令和6年度診療報酬改定における対応案でございます。

下のほうに令和4年度、令和3年度の補てん状況を記載してございます。

令和4年度の補てん率で申し上げますと、病院は112.8%、一般診療所は94.6%、歯科診療所は105.4%、保険薬局は91.7%でございました。

同じく令和3年度の補てん率はそれぞれ113.2%、88.9%、103.2%、89.5%となっております。

病院と一般診療所を合わせた医科全体で見ますと、令和4年度は107.1%、令和3年度は105.6%の補てん率という結果になりました。

資料上段に記載がございますが、令和5年度の医療経済実態調査によりますと、令和3年度、4年度におきましては、保険診療収益について、新型コロナウイルスの影響から一定程度、回復が見られる一方、

令和4年度においては物価高騰の影響から、医業・介護費用、課税対象経費も増加しております。

こうした中、医科・歯科・調剤合わせた全体の補てん率は、それぞれ令和4年度においては106.1%、令和3年度においては104.5%となっております。

これらの結果から、令和6年度診療報酬改定においては、診療報酬の上乗せ点数の見直しは行わないこととして、引き続き消費税負担額と診療報酬の補てん状況を把握して検証を行うことが適当ではないかという対応案をお示ししてございます。

令和5年12月6日「医療機関等における消費税負担に関する分科会」の議論の概要

○ 令和5年度の補てん状況の把握結果を踏まえ、「令和6年度診療報酬改定においては、消費税上乗せ分の見直しは行わないこととし、引き続き、消費税負担額と診療報酬の補てん状況を把握して検証を行うことが適当」という対応案について、方向性は概ね一致が得られた。

【委員からの主な意見】

○ 支払側委員

- ・ 本調査では、収益からはコロナ補助金を控除している一方で、費用からはコロナ補助金で購入した物品等の費用について控除されていないという認識であり違和感が残るが、精緻な把握を行うには技術的に困難な事項があることも一定理解するため、マクロで補てんされている状況を踏まえ、基本的には対応案に異論はない。一方で、次回調査においては、より適切な把握方法や、補てんの過不足をどこまで許容するかについて、技術的な観点からも整理し、分科会で議論することも必要。

○ 診療側委員

- ・ 一般診療所においては、前回調査（令和3年度）に引き続き補てん不足となっており、誠に遺憾である。特に医療法人立については大きなマイナスが続いている。今回の対応案を了承するが、今後、一般診療所が補てん不足とならないよう、上乗せ点数の適切な見直しについて、引き続き検討する必要がある。
- ・ 今回は補てん方法を大きく見直す必要はないと考える。一方で、それぞれの種別の中でのばらつきについては今回の結果からは見えないため、今後はそのような資料も提示し議論すべき。
- ・ 保険薬局においては、令和3年度から4年度にかけて改善がみられるとされているが、なお補てん不足がある状況については課題が残る。今後も補てん状況については注視していくべき。

4

4 ページ、議論の経過でございます。資料上段、結論となっておりまして、3 ページでご説明させていただいた対応案について概ね方向性は一致が見られました。

下のほうに委員からの主な意見を記載してございます。

支払側委員からは本調査におけるコロナ補助金等の控除についての認識に対し、違和感が残るが、マクロで補てんされている状況を踏まえ、基本的には対応案に異論はない。次回調査においては、より適切な把握方法や補てんの過不足をどこまで許容するかについて、分科会で議論することも必要とのご意見をいただきました。

診療側委員からは、今回、補てん方法を大きく見直す必要はないと考えられ、対応案は了承するが、一般診療所については令和3年度の前回調査に引き続き補てん不足となっており、保険薬局も補てん不足となっている。今後、補てん不足とならないよう補てん状況を注視していくとともに、上乗せ点数の適切な見直しについても引き続き検討する必要があるというご意見をいただきました。

参考資料

(補てんの把握方法・補てん率)

5

5 ページ目以降につきましては、参考資料として補てんの把握方法、類型別の補てん率を示した資料となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）

はい、ありがとうございました。

質 疑

令和6年度改定における対応（案）について

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等がございますでしょうか。
はい、林委員、お願いいたします。

○林正純委員（日本歯科医師会常務理事）

はい、ありがとうございます。また、調査結果報告、感謝いたします。事務局提案については了承いたします。

【令和4年度の消費税負担の補てん状況】 病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局ごとの施設数による加重平均により、全体の補てん率を算出すると、**106.1%**

（1施設・1年間あたり）

	医科全体	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
補てん差額	286千円	4,841千円	▲73千円	38千円	▲61千円
補てん率	107.1%	112.8%	94.6%	105.4%	91.7%
集計施設数	(2,838)	(774)	(2064)	(516)	(1,102)

【令和3年度の消費税負担の補てん状況】 病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局ごとの施設数による加重平均により、全体の補てん率を算出すると、**104.5%**

（1施設・1年間あたり）

	医科全体	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
補てん差額	225千円	4,898千円	▲149千円	23千円	▲80千円
補てん率	105.6%	113.2%	88.9%	103.2%	89.5%
集計施設数	(2,813)	(772)	(2041)	(513)	(1,101)

※ 医療機関等種別ごとの施設数により加重平均を行ったもの。

3

その上で、歯科におきましては補てん率が100%強との数字が出ておりますが、補てん率に関しましては、ばらつきがあるということは現場感覚として感じておるところでございます。

引き続き、補てん状況を精査しながらのご対応をよろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）

はい、ありがとうございます。続きまして森委員、お願いいたします。

○森昌平委員（日本薬剤師会副会長）

はい、ありがとうございます。対応案については了承いたします。ただ、保険薬局の補てん状況を見てみますと、令和3年度が89.5%、令和4年度が91.7%と2年連続で補てん不足となっております。

【令和4年度の消費税負担の補てん状況】 病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局ごとの施設数による加重平均により、全体の補てん率を算出すると、**106.1%**
(1施設・1年間あたり)

	医科全体	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
補てん差額	286千円	4,841千円	▲73千円	38千円	▲61千円
補てん率	107.1%	112.8%	94.6%	105.4%	91.7%
集計施設数	(2,838)	(774)	(2064)	(516)	(1,102)

【令和3年度の消費税負担の補てん状況】 病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局ごとの施設数による加重平均により、全体の補てん率を算出すると、**104.5%**
(1施設・1年間あたり)

	医科全体	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
補てん差額	225千円	4,898千円	▲149千円	23千円	▲80千円
補てん率	105.6%	113.2%	88.9%	103.2%	89.5%
集計施設数	(2,813)	(772)	(2041)	(513)	(1,101)

※ 医療機関等種別ごとの施設数により加重平均を行ったもの。

3

現在の補てんの仕組みや処方内容や患者動向といった算定回数による影響があることや、薬局ごとの設備状況等が異なること、同じ薬局でも年によって設備投資状況が異なること等のため、消費税負担分の補てんを過不足なく100%とすることは極めて難しいことは理解していますが、

2年連続で10%も補てん不足となっている状況については非常に懸念があり、きちんと補てんがされていないのであれば薬局にとって大きな負担となっております。

今後は2年連続で補てんが大きく不足した要因について、経費が増したのか、補てん対象の項目の算定回数が減少したのか、新型コロナの影響なのか等、その要因をしっかりと検証していただき、次回の調査で、さらに補てんマイナスの状況が続くようであれば対応をお願いしたいというふうに思います。

また、物価高騰のため、今後も経費額、経費率の上昇が予想されます。次回の補てん状況の把握の際には物価高騰による影響等も踏まえて、経費率を変更する必要があるのか、補てん項目を見直すのかなどの検討も必要ではないかとも考えます。私からは以上です。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）

はい、ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。はい。特にほかにはご質問等ないようですので、本件につきましては中医協として承認するということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、報告のあった件につきましては中医協として承認したいと思います。